



内務省特報



◎内務省告示第三百四十四號

國道十五號路線ノ一部を變更シ大正九年四月内務省告示第

二十八號中左ノ通改正ス

昭和十五年五月十三日 内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

十五號路線經過地中「高市郡八木町」ノ次ニ「畝傍町」を加へ「北葛城郡高田町」トアルヲ「北葛城郡浮孔村」ニ改ム

◎内務省訓令第九號

地方連絡協議會規程左ノ通定ム

廳 府 縣

昭和十五年五月二十日 内務大臣 伯爵 兒玉秀雄

地方連絡協議會規程

第一條 地方行政ノ運営ニ付廳府縣相互間ニ於ケル連絡調

整ヲ圖ル爲地方連絡協議會ヲ設置ス

第二條 地方連絡協議會ハ左ノ地方毎ニ之ヲ置キ關係廳府

縣ヲ以テ之ヲ組織ス

東北地方 青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、

福島縣

關東地方 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、

東京府、神奈川縣、山梨縣、警視廳

東海地方 岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣

北陸地方 新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

近畿地方 滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、

和歌山縣

中國地方 鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣

四國地方 德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

九州地方 福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、

宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

近畿地方連絡協議會 大阪府

第三條 地方連絡協議會ハ府縣知事（警視總監ヲ含ム）ノ

中國地方連絡協議會 廣島縣

管掌ニ屬スル各種行政ノ運営ニ付連絡調整上心要ナル事

四國地方連絡協議會 愛媛縣

項ヲ協議スベシ

九州地方連絡協議會 福岡縣

第四條 地方連絡協議會ノ會議ハ心要ニ應ジテ之ヲ開クベ

地方連絡協議會ニ關スル各廳府縣ノ事務ハ總務部（警視

シ

廳ニ於テハ總監官房）ニ於テ之ヲ取扱フベシ

地方連絡協議會心要アリト認ムルトキハ他ノ廳府縣又ハ
其ノ他ノ地方官廳ヲシテ其ノ會議ニ參加セシムルコトヲ

妨グズ

米内内閣の最初の地方長官會議は愈々五月一日招集、二

第五條 地方連絡協議會ハ必要ニ應ジテ其ノ聯合協議會ヲ

日より十一日まで日曜を除く八日間に亘り開かれた。即ち

開催シ得ルモノトス

會議第一日の二日は午前八時各長官首相官邸に參集、米内

第六條 地方連絡協議會ノ庶務ハ左ノ廳府縣ニ於テ之ヲ取

下に拜謁仰せつけられ、各長官より管下の地方事情につき

扱フベシ

上奏、御下問に奉答し、四日より十一日まで各省別所管事

東北地方連絡協議會 宮城縣

項につき具體的協議を進めた。今回は特に政府と地方長官

關東地方連絡協議會 東京府

との懇談會を開催し、慣例を破つて各省別協議に先ち三日

東海地方連絡協議會 愛知縣

は終日に亘り閣僚と各長官との間に地方行政上の諸問題に

北陸地方連絡協議會 新潟縣

關し忌憚なき自由討議を重ねた點は注目される。而して對

外的には急迫せる國際情勢の變化に對處して帝國不動の方針を固めると共に對内的には戰時下第四年度の山積せる内政諸問題の解決を期する上に特に意義深きものがあつた。

△二日(木) 午前八時半首相官邸に參集首相並に法相の訓示があり同十時官中に參内して管下の地方事情につき奏上。

△三日(金) 午前十時より首相官邸に於て各閣僚との懇談會を開き午後も續行。

△四日(土) 午前九時より内務省に參集内相訓示後内務省所管事項につき會議午後三時遞相訓示後遞信省所管事項につき協議を遂げた。

△六日(月) 午前九時農相官邸に參集農相の訓示があつて後農林省所管事項につき會議午後も續行。

△七日(火) 午前九時文部省に參集文相訓示後文部省所管事項につき會議午後一時より内務省に參集厚相審示後厚生省所管事項につき會議を開いた。

△八日(水) 午前九時より内務省に參集有田外相訓示

後外務省所管事項につき會議を開き同十時商相訓示後商工省所管事項につき會議午後も續行。

△九日(木) 午前九時内務省に參集鐵相訓示の後鐵道省所管事項につき會議同十時拓相訓示後拓務省所管事項につき會議午後水交社に參集陸相海相の訓示後陸軍並に海軍省所管につき會議。

△十日(金) 午前九時内務省に參集藏相訓示後大藏省所管につき會議午後一時首相官邸に參集内閣關係の會議を行ふ。

△十一日(土) 午前九時より首相官邸に於て閣議決定の消費規正、米穀對策、地方連絡協議會設置の三法案につき指示協力を求めた。

◎地方長官會議の兒玉内相訓示

第四日目(五日土)に於て兒玉内務大臣の訓示せられたる要旨は左の如し。

訓示の要旨

時多端の折柄不肖揣らずも曩に内務大臣の天命を拜し、

責任の極めて重大なるを痛感し、衷心恐懼に堪へないのであります。私は心力を盡して一意内務行政の運営に當らんことを期して居るのでありますが、地方長官各位の協力に依るに非ざれば此の重責を全うすることは到底不可能なることを思ふのであります。各位は本大臣を輔け、相率ゐて時難の克服に邁進せられんことを切望致す次第であります。

光輝ある紀元二千六百年を迎へて意義殊に深き紀元節の佳辰に方り、畏くも優渥なる 詔書を頒發せられ、國民の嚮ふ所を昭示せられましたことは寔に恐懼感激措く能はざる所であります。全國民、聖旨を奉戴し益々確固不動の信念を堅持して事變窮極の處理に萬全を竭さねばならぬと、

存ずるのであります。去る三月三十日支那に於て新國民政府の誕生を見ましたことは帝國として寔に慶祝に堪へない所であります。此の事たる固より事變を契機とする支那民人の自覺に基くものではありませんが、又實に事變勃發以來久しきに亘る皇軍將兵の勇戦奮闘と我が銃後國民の刻苦淬勵との結實せるものに外ならぬのでありまして、誠に感謝

感激の新たなるを覺ゆるのであります。然し乍ら東亞の安定、日支の提携は今日漸く其の緒に就いたに止まり、帝國の將來と東洋の運命とを決すべき東亞新秩序建設の歴史的大使命を達成するが爲には今後尙多大の艱苦と幾多の歲月とを重ぬる覺悟を要するのであります。各位は深く思を此に致され、官民一途國家の總力を集中統合して此の國家的大使命の達成の爲に最善の努力を傾倒し、聖旨の萬一に對へ奉らんことを期すべきであると存ずるのであります。

事變勃發以來既に三年に垂んとし國內の戰時體制は漸次整備を見るに至つたのでありますが、猶國家的全體的見地に於て檢案施策すべき事項は甚だ多く國民生活の全般に亘りてより廣汎にして且高度なる規制を加へ、更に一段の刻苦忍耐を國民に要望すべきものが、決して少くないのであります。然るに事變の長期化に伴ひ、近時國民の一部に、動もすれば浪費の風、荒怠の兆を生じたるやに感ぜられるのでありまして、斯かる風潮を放置するときは、應て消費の増嵩、物價の昂騰を招いて、戰時財政經濟の運営に、大

なる障害を齎すことは火を賭るより瞭であります。由來日本國民は、國難に際しては、滅私奉公の愛國的熱情の極めて旺盛となる資質を有するに拘らず、假令一部の間にもせよ斯くの如き弊風の認められますことは、畢竟戰勝の佳報に樂觀すると共に一部殷賑産業に眩惑されて、國家が未曾有の時局に直面しつつある事實に對する正しき認識を缺如せるに因るものと思はるるのであります。戰時下民心の指導に當る者は、沿く國民各層に對し克く國家内外の情勢を説示して、物心兩方面に亘る生活の刷新を斷行せしめ、戰時生活の嚴格なる實踐を求めなければなりません。蓋し全國民の自覺の下に、進んで生活程度を切下げ、消費の縮減を圖り、平時に倍する勤儉力行の美風を興すこそ眞に難局打開の關鍵であると確信するのであります。各位は須らく國民の先頭に立つて、堅忍持久の精神力の練成と剛健實質なる民風の振作とに、格段の工夫を重ねられんことを切望する次第であります。

長期戰に處しては、銃後國民生活の安定を確保すること

が最も緊要でありまして、地方長官が克く管下民生の實相を把握し、其の生活の確保に細心の注意を拂ふべきことは、職責上當然とする所であります。最近物資勞力等の偏在に伴ひ、管内に於ける民生の安定を企圖して、諸種の自衛的行政措置を講ずる向のあることは、産業經濟の變轉に處する緊急對策として、已むを得ざるに出でたるものと推察するのであります。行政各般の運営の衝に當る者は、視野を單に一地方の利害に局限することなく、眼を大所高所に注ぎ、高邁なる識見と周到なる計策とを以て、國家全般の休戚の繋がる所を大觀せねばならぬのであります。之等の點に付ては、政府自身に於ても勘案考量すべきもの決して少くないのであります。特に地方長官としては、敍上の趣旨に鑑み、國家の利害と地方の得失とを渾然融和調整することに努め所謂地方割據の弊に陥るが如きことのなきやう深甚の考慮を拂はれたいのであります。

政府の施政は悉く流れて地方當局の職責に入り、地方長官は行政の各般に就き其の實施の衝に當るものでありまし

て、時局の進展に伴ひ益々複雑多岐に亘らんとする銑後の行政事務の運用處理に當らるる各位の御努力に對しては深く敬意を表する所であります。中央各省に於ても、諸般の施策を樹つるに際しては、相互に緊密なる協調を圖り、扞格齟齬する所なきを期して居るのでありますが、地方長官は中央の施策に對處して眞に國家の意圖する所を洞察し、地方の實情に即して、各般の行政を綜合調整することが、極めて緊要となるのでありまして、地方綜合官廳たる職責も、實に此に存するのであります。而して之が綜合的運營に當つては、常に事の緩急輕重を計り、其の當に力を致すべきに力を致して、行政の克く肯綮に中ることを期すべきであり、固より其の事務の所管が、内務省に在ると他省に在るとに依り寸毫の差異あるべからざるは申す迄もありません。各位は常に中央各省と緊密なる連絡を保ち、國策の透徹と民意の暢達を圖り、以て地方廳本然の使命を全うし、其の眞價を發揮するに萬全を竭されむことを切望致すのであります。

統制經濟の運營は國民生活の各部門に複雑深刻なる影響を及ぼすに至り、之に伴ふ生活の困難の爲、近時一部國民の間に於て政治に對する信頼の念に動搖を生じたるやの聲を耳に致しますことは大に留意を要する所と思ふのであります。政治に對する國民の信頼の厚薄は、實に國家安危の岐るる所でありまして、信頼の薄らぐことは延て民心の萎縮、民風の低調を來し、國民の歸依する所を失はしめて、遂には舉國一致の態勢に龜裂を生ずるに至る虞なしとしないのであります。政府は既往に顧みて深く反省を重ね、内外の施策に檢討を加ふると共に、施政の適正を圖り、行政の一貫を保持するに努めて、政治に對する國民信倚の念を益々深厚ならしむるに萬全の方途を講ずる決意であります。各位は行政の第一線に立ち、國民の利害休戚を雙肩に擔ふものでありますから、常に民心の動嚮と事態の推移とを洞察して、銑後治安の確保と、國內秩序の維持とに専念し、苟も社會的不穩の氣運を醸成する者又は統制を紊り、不正を敢てなす者に對しては斷乎たる態度を以て之を取締ると

共に、一般國民の立場に顧みて、其の希求する所に周到細心の注意を拂ひ、國民生活不安の因子たるべきものは、之を免除拂拭することに一段の工夫を重ねらるべきであります。之と同時に能く部下吏僚を戒めて、指導統制の限度を格守せしめ、淺薄獨善の弊をを押し、責任の所在を明にし、職務執行に當ては、懇切鄭重を旨とし、國民をして安じて其の業に精勵せしめ以て時局の收拾國難の打開に當る國民的意氣の昂揚に格段の考慮を拂はれんことを切望致します。

終りに地方税制の改正に付一言致します。今次の地方税制の改正は、地方税負擔の均衡と、團體財政の基礎の確立を圖り、地方税制の簡易化を期するを目標として、従前の税制を一應解體したる上、全然新規の制度を組織したものでありまして、其の影響する所も甚だ廣汎であります。故に、各位は能く本改正の根本趣旨を了得せられ、部下吏僚をして改正法令に付充分の研究を遂げしめ、又管下市町村の指導に萬全を竭し、殊に混亂を生じ易き施行當初の事務處理には、一層努力せしめられ度いのであります。

本省所管の事務に付きましては、後刻夫れ夫れ御打合を願ふことでもありますから、私は以上現下に於ける地方行政運営の基調たるべき事項に對する所見を披瀝するに止めぬいと存じます。各位の自重自愛、益々國家の興隆、國民福祉の増進の爲、奮勵せられんことを切望して已まない次第であります。

又會議の一日（五月二日）内閣總理大臣官邸に於て開催の地方長官會議に於て米内首相は紀元節に渙發せられたる時艱克服の大詔を奉讀し、次て左の要旨の訓示を爲した。

米内首相訓示要旨

本年は紀元二千六百年に當り、去る二月十一日の紀元の佳節に際し、畏くも優渥なる詔書を渙發せられ、臣民輔翼の道を昭示されたことは誠に恐懼感激に堪へぬ。全國民は聖民を奉戴して愈々國體觀念を明徴にし、光輝ある國史の成跡を顧みて益々報效の誠を致し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。政府は第七十五回帝國議會に於て豫算案の外税制改革に關する諸法律案その他多數の重要法

律案の協賛を得たが、これ等の豫算並に法律の實施に當つては有效適切なる運用をはかり、時局擔當につき萬遺憾なきを期する所存である。支那事變勃發以來、各方面に於て輝かしき戰果を收めたる皇軍將兵の勞苦に對しては衷心より感謝すると共に、護國の英靈に對しては深く哀悼の意を表する次第である。又歸還傷痍軍人及び出征軍人の遺族家族の援護のためつくされたる諸君の努力と國民の熱誠とに對しても感謝に堪へない。事變の重大性に鑑み益々銛後の施設に關し遺憾なきやう一段の努力を致されんことを望む。過般支那に於て新國民政府の誕生を見たことは誠に慶賀に堪へぬ。帝國は既に中外に聲明せる如く、事變處理に關し決定されたる確固不動の根本方針に則り、新國民政府に對し全幅の支援と協力とを惜まざると共に、殘存容共抗日勢力に對しては、斷乎これが潰滅を期してゐる次第である。併し乍ら支那に於ける容共抗日勢力を潰滅し、東亞新秩序の建設を完成するに至る迄には、尙一段の努力と相當の年月とを要するのである。帝國としては益々舉國一致の

態勢を整備し、事變が如何に長期に亙るとも飽迄も堅忍持久、聖戰目的の完遂を期するの覺悟を更に鞏固ならしめることはこの際特に肝要と存する。

翻つて現下の國際情勢を見るに、歐洲戰爭勃發以來列國の關係は益々複雑多岐となり、帝國はさきに闡明した通り専ら支那事變處理に邁進すると共に、これに必要な列國關係の調整に努力してゐる次第である。即ち歐洲戰爭に對しては不介入の方針を持つる一方、國際情勢の推移を注視し、自主的立場よりこれに善處する考へであるが、就中歐洲戰爭の東亞に及ぼす種々の影響については特に慎重なる考慮の下に機宜の措置を講じてゐる次第である。斯くの如き情勢下に於て帝國の所信を貫き、東亞新秩序建設の使命を達成するには、尙内外に幾多難關のあることを覺悟しなければならぬ。この難關を突破して國運の隆昌を期せんがためには、長期に亙り國家總動員態勢を持続し、國家の總力を集中して國防力の強化を期することが肝要である。而してこれがためには軍備の充實を圖るべきは勿論、國民精

一 二五

神の昂揚、經濟力の發展及び戰時國民生活の確保を期することも亦喫緊の要務である。國民精神の昂揚は時局の進展に伴ひ愈々その必要を感じる。敬神崇祖の思想を涵養し、國民教刷新し、國民體力の向上をはかることは國民精神を昂揚し、國力の充實發展を期する上に缺くべからざる所で、夙に諸君の留意を煩はしてゐるが、時局に鑑み益々、その効果を擧げんことを期せられたい。事變發生以來、國民精神總動員運働は相當の成績を收め來り、これに協力せられたる諸君の努力はこれを多とするが、政府は既往の實績に鑑み、この運動をして眞に國策の遂行に即應する舉國實踐運動たらしめるため、根本機構を改め、運動の改善をはかることとしたのである。諸君は克く政府の意のあるところを體し、事變目的に對する國論の統一を強化し、一層官紀を振肅して率先躬行以つて範を垂れると共に、新機構のもとに於いて實踐組織の中核となる地方の實情に應じ、時宜に適したる計畫を樹立し、以て有效適切なる運動を展開し所期の成果を擧ぐるため努力致されんことを切望する。

生産力の擴充と貿易の振興とは經濟力の發展上基本的要件であるから、政府はヨーロッパ戰争の影響をも考慮しつゝ諸般の方策を講じて、これが實現をはかる考へである。輸送力の増進、電力の供給確保等に就ては政府は十分力を致す考へであるが、また努働力の保全増強等についても遺憾なきを期しつゝある。私はこの際國民が愈々産業報國の實をあぐるやう力を致されんことを希望する。物價對策については過般内閣に物價對策審議會の設置、價格形成委員會の設置等、物價機構の改正が行はれたが、今後新機構の運營により低物價政策のもとに物資の増産配給の適正を期することに極力努力したい。政府はまた米穀その他の重要生活必需品並びにこれと併せて考慮せらるべき肥料等に關してはその必要量を保持し、配給を適正ならしめ、以て戰時生活を確保せんとしてゐる。諸君はこの間に處し地方の實情に應ずる政策を適切ならしめることは勿論であるが一地方の實情にのみにとらはれる時はかへつて大局に於いて思はざる支障を生ずる惧れがあるから、宜しく國家の

全局に思ひを致し、國策順應につき遺憾なからしめんことを特に希望する。尙全國民が一層戰時意識に徹し、戰時經濟道德を實踐し、各自の生活を緊縮する要ありと存する。

戰時に於ては全國民が戰時に適應したる生活を爲すに非ざれば事變目的の完遂を期し難いことは勿論であるから政府としては今後一層消費の規正を徹底し強化するため一段と努力する考へであるが、國民も亦極力無駄を省き濫費を防ぎ、貯蓄を旨とし、各自の生活を肅正する事が必要である。

未曾有の非常時局の下、政府は内外諸般の情勢に對應し、不退轉の決意を以つて萬難を排して時局を乗切らんとするのである。この際地方長官として諸君に期待する所は、尙頗る大なるものがある。諸君は愈よ其任務の重大なるに思ひを致し、益々至誠奉公の實を擧げ、相携へて難局打開に邁進せられんことを切望して已まね次第である。

◎全國警察部長への兒玉内相の訓示

五月十五日の全國警察部長事務打合せにおける兒玉内相の訓示要旨は次の通りである。

先づ政治、思想、經濟等各部分の情勢を考察するに、今後重大なる問題が相次いで生起し、治安上相當戒心を要する事象の發生する虞なきを保し難い、各位は深く世態の推移と民心の動向とを洞察し、夫々時宜に適したる措置を講じ、事端を未然に防止し、以て國內治安の維持に些の遺漏なからしめられたい、新聞紙其の他出版物の内容如何が國家の直面する重要諸問題の處理に甚大なる影響を與へることは多言を俟たぬ所である、各位は常に時局の推移と言論機關の使命とに鑑み出版物をして眞に國運の進展に寄與せしむるやう適切なる措置を講ぜられんことを望む。

經濟統制の強化に依り國家經濟力の綜合的發揮を爲すは刻下要緊の要務である、政府は固より周到綿密なる注意を以て夫々萬全の策を講ずる覺悟であるが、各位におかれても、この新らしき經濟秩序建設の爲、徒らに一地方の利害に局限したる觀念に捉はるゝことなく、常に綜合的國家的見地に立ち、確乎たる信念に基き、經濟警察の適正なる運用に膺られたい。